

子どもの権利に関する研究授業の取り組み

——「子どもの権利ノート」を活用して——

古 川 隆 幸

On Research into Classes on Children's Rights —Utilizing “Children's rights notebooks”—

Takayuki FURUKAWA

1. はじめに

子どもの権利について、わが国の児童福祉の基本法である児童福祉法第1条には、「すべて国民は、児童が健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」とされている。また、児童憲章では、「児童を人として尊重し、社会の一員として重んじ、よい環境の中で育てる」ことを宣言している。さらに、子どもに関する国際条約である子どもの権利条約は、子どもの総合的な人権を保障し、「児童の最善の利益」を目標とすることが基本精神となっている。

しかしながら、いじめや児童虐待、子どもの安全の確保、という問題に象徴されるように子どもをとりまく現状は多くの問題を抱えている。

こうした問題に、最前線で直面しなければならない保育士は子どもの権利を認識し、どのように守っていくかを考えるとともに、子どもは守られるだけの存在ではなく、子ども達一人ひとりが持っている人権の大切さを学んでいく必要があるだろう。

特に、児童養護施設等を利用する子どもたちは、背景に何らかの問題を抱えているケースが多いため、そこに携わる保育士はより一層の人権意識を持つ必要があるだろう。

こうした子ども達に対応できる人権意識を持った保育士を養成することが、保育士養成機関に科せられた重要な使命だと私は考えている。

今回、養護原理の講義の中で、子どもの権利について、佐賀県版の子どもの権利ノート「かけがえのないあなたへ 中高生用」⁽¹⁾を利用し研究授業を行った。それについて自己の実践を振り返りながら報告を行っていきたい。

2. 子どもの権利ノートとは

では、実際に子どもの権利ノートはどのような場合に使われ、どのような内容になっているのだろうか。

子どもの権利ノートの使い方は、施設入所や、里親のもとで生活をするといった社会養護を受ける子どもたちに対しての配布と、子どもを施設等に預ける保護者に対して配布される。

子どもの権利ノートは各自治体で独自に作られており⁽²⁾、内容については全国一律ではなく、地域によって特徴がある。しかし共通項目として、ほとんどの自治体では、意見表明の保障や、暴力からの保護といった児童の権利と義務、また、施設での暮らしについての内容（進学、お小遣い、食事、プライバシー等）が明確に述べられている。さらに困ったときにすぐに相談ができるよう、児童相談所などの対応窓口が明記されている。

佐賀県版の子どもの権利ノートは全22ページで構成されている。はじめに子どもの権利と義務についての全体的な説明があった後、具体的に15項目のテーマに沿ってQ&A方式で施設での生活について解説がされている。15項目のテーマについては以下の通りである。

- ① 施設ってどんなところ
- ② 守ることがあるの？
- ③ どうして施設で生活するの？
- ④ あなたの持ち物とお部屋について
- ⑤ 学校へは行けるの？
- ⑥ お小遣いはあるの？
- ⑦ 食事やおやつは？
- ⑧ 嫌な事があったらどうするの？
- ⑨ いじめはないの？
- ⑩ プライバシーは守られるの？
- ⑪ 家に帰れるの？
- ⑫ 休日はどんなことが出来るの？
- ⑬ 病気やケガをしたらどうするの？
- ⑭ 施設を出たらどうなるの？
- ⑮ 乳児院で生活をする赤ちゃんへ

佐賀県版の子どもの権利ノート「かけがえのないあなたへ」（中高生用）より⁽³⁾

このテーマから、子どもの権利ノートが施設を利用する子ども達が持つ不安の解消や、子ども達自身が権利を持ち、守られる存在であることが認識できることを目的とした内容になっていることがわかる。

また、この権利ノートをさらに読み込んでいくと、このノートの対象者が子どもだけではなく、施設に子どもを預ける保護者もその対象になっていることがわかる。それが顕著に現れているテーマが⑮の「乳児院で生活をする赤ちゃんへ」である。その内容をみると「私たちは両親の手から離れ、集団で養育する赤ちゃんが、家庭で育てられるのと同じように、安全な環境の中で心身ともに明るく健やかに育つことが出来る養育に努めています。（中略）赤ちゃんは病気をしやす

く、状態が変化しやすいので、病気の予防、早期発見に努め、健康状態の観察や体力の増進に努めます。また、赤ちゃんと親との絆を大切にするため、家族とのコミュニケーションを大切にします。』⁽⁴⁾と記載されている。もちろん乳児院に入院する子どもが、その文章を理解することは出来ない。この文章の内容からもこのテーマが、乳児院へ入院する子どもの保護者に対して向けられたメッセージであることがわかる。

3. 実践報告

以下は、実践報告であるが、この報告については、クラスの受講態度等を記載しているため、プライバシーの配慮の面から、従来のクラス名とは異なる表記（A・Bグループと表記）をしていることに留意していただきたい。

(1) 研究授業の概要

講義日時 平成18年12月8日（金）3限目12：50～14：20

場 所 1号館121教室

担 当 者 古川 隆幸

指導対象 こども学科乳幼児保育専攻 1年Aグループ、人数49名

(2) 授業の計画について

本学では、研究授業を行なう期間が決められており、あくまで15回の授業の中の1コマ（9回目）であることを意識し、授業計画を立てた。

保育士養成課程の性格上、授業回数をこなすことはもちろん、その内容についても大きく逸脱する事は出来ない。シラバスに載せており、まだ行なっていない授業内容の中から、研究授業を行うテーマを児童の人権擁護にすることに決定した。以下にシラバス（資料1）を載せているが、シラバスに記載されたテーマとは順番が異なっている。

(3) 対象の選択（なぜAグループにしたのか）

養護原理は、1年生の後期に開講されておりAグループとBグループの2グループに分かれて講義を行っている。今回の研究授業はAグループを対象として行ったが。実施するグループを選ぶ際にもいくつかのポイントがあった。

① 教室のスペース

養護原理の授業は1年生をAグループとBグループに分けて開講されているが、教室の大きさがBグループは狭く。研究授業に参加される先生が入れるスペースがなかった。それに比べAグループは教室が広く先生方が入れるスペースが十分にあった。また、研究授業を行うという理由で、教室の変更を行う事は、環境を変えることで学生の講義に対する気持ちの切り替えに支障が出ると考えたため行わなかった。

② 学生の受講態度

あくまで私個人が受けた印象であるが、授業を行っている印象として、Bグループは騒がしい印象があり、私語を注意する回数も多かった。

(資料1) 養護原理シラバス

科目名	養護原理	担当 教員	古 川 隆 幸	対 象	乳幼児保育専攻
				開講期	1 年 後期
				単位数	2 単位
授業目標 及び概要	国は子どもの養護を確保する必要がある、子どもの権利条約第3条「子どもの最善の利益」にもこのことが記されている。子どもの最善の利益を追求するためには、福祉サービスを積極的に活用していく必要がある。この講義では、児童福祉の中核を担う。児童養護の理論、体系を理解することを目標とする。				
授 業 計 画					
1	オリエンテーション	自己紹介、受講時の約束、講義の目標、進め方について。			
2	児童養護の意義と目標	児童養護の意義と目標について。			
3	児童養護と家庭の機能 児童養護の原理	児童養護と家庭の機能児童養護の原理について。			
4	児童福祉施設について①	児童福祉施設について。(ビデオ視聴・演習)			
5	児童福祉施設について②	児童福祉施設について。(ビデオ視聴・演習)			
6	児童養護の体系と施設機能	児童養護の体系と施設機能について。			
7	家庭養護と社会養護児童福祉施設 の体系	家庭養護と社会養護児童福祉施設の体系について。			
8	施設運営について措置制度・委託 制度・障害者自立支援法	施設運営について運営費の流れの現状と課題について理解する。			
9	児童相談所をめぐる新たな課題	児童相談所をめぐる新たな課題について（虐待へのアプローチを中心に）。			
10	里親制度について	里親制度の現状と課題について。			
11	児童虐待防止法について	児童虐待防止法についての理解と、虐待についての捉え方の理解を行う。			
12	児童の人権擁護	児童の人権擁護について、それを支える社会システムについて考える。			
13	児童養護の内容とその実践	児童養護の内容とその実践を知る。			
14	まとめ	今まで学んできたことの振り返りをおこなう。			
15	試 験				
評価方法 (基準)	出席状況、受講態度、試験結果の総合評価とする。				
教科書 参考書	「保育・看護・福祉プリマース・③ 養護原理」吉澤英子、小館静枝編（ミネルヴァ書房） 「保育小六法 平成18年度版」（中央法規）				
メッセージ	積極的な講義への参加を期待します。				

この講義については両グループとも座席指定などはしておらず、学生個人の自由意志で座る席を決めている。Aグループは教室が広く、学生も教員との間に距離をとりたがり、学生と教壇との間に幅ができてしまっていた。それに比べBグループについては教室のスペースがぎりぎりのため、教員と学生の間が近かった。

スペースの問題だけを見ると、Bグループのほうが、教員との距離がなく、受講する学生も緊張が高い感じがするし、受講態度も良い感じがするが、私見ではAグループのほうが私語が少ない印象を受けている。

Aグループの場合、十分なスペースの確保ができるので、受講している学生同士の距離があまり接近しすぎていないのに対し、Bグループの場合は、どうしても、学生同士の距離が接近してしまい、学生の私語が広まる速度が速く、なかなか私語を抑えられなかったことも、私がそのように感じた原因かもしれない。

実際にグループを決定した後で、中間試験を行った。内容は児童福祉施設についての知識を試す暗記を中心とした簡単な内容であったが、Aグループは受講者51人中41人が受験、平均点32点満点中20点であったのに対し、Bグループは受講者53人中52人が受験、平均点32点満点中16点（平均点は小数点以下は四捨五入）と、成績にも差が生じていた。

後日、学生に対して行なわれた授業評価⁽⁵⁾（表1）を見ると、全体的にAグループのほうが自己評価が高かった。しかしながら、担当教員と授業についての総合的評価についてはBグループのほうが高かった。このような結果は様々な要因が関係していると思われ、今後検討していく余地があると思われる。

（表1）養護原理受講学生の授業評価

評 価 項 目	Aグループ	Bグループ
①学生の受講態度について		
授業には熱心に取り組んでいる	4.3	4.2
私語や居眠りをつつしんでいる	4.1	3.9
授業に関係ないこと（ケイタイなど）はしない	4.4	4.0
②担当教員と授業について（総合的評価）	4.1	4.3

（4）指導案の作成

指導案の作成について留意したことは、指導案とは、それを読むだけで、その講義が、どのような内容のものかを判断できるように示されなければならない。そのため、講義の一連の流れと、その狙いがわかるように作成を行った。

最初は多くの内容を入れ込もうとしたが、あまり内容が多くなりすぎると講義内容が、雑になるため、子どもの権利ノートのみについて、講義内容の設定を行った。

以下は 今回行った研究授業の指導案（資料2）である。

(資料2) 養護原理指導案 (半期15回中 9 回目)

講義日時 平成18年12月 8 日 (金) 3 時間目12:50~14:20

場 所 1号館121教室 担当者 古川 隆幸

指導対象 こども学科乳幼児保育専攻 1年Aグループ, 人数49名

講義の目標及び概要

国は子どもの養護を確保する必要がある、子どもの権利条約第3条「子どもの最善の利益」にもこのことが記されている。子どもの最善の利益を追求するためには、福祉サービスを積極的に活用していく必要がある。この講義では、児童福祉の中核を担う。児童養護の理論、体系を理解することを目標とする。(シラバスより)

単元の指導計画

子どもの権利擁護について① (子どもの権利ノートから考える) - 2回講義予定の1回目 -

今回は子どもの権利擁護について2回の講義を予定している。1回目の今回は、子どもの権利ノートを利用し、施設入所に対する子どもの不安を解消する取り組みと施設での子どもに対する処遇について学ぶ。2回目は子どもに対して安心を与えなければならない施設職員による子どもの人権侵害の事例を知ると共に、その防止のための取り組みを学んでゆく。

2回の講義を通して学生自身が子どもの権利について自ら考え、擁護することができる視点を持ってもらいたい。

本時の目標

施設に入所しなければならない子ども達は、自らの施設入所に対し様々な不安を抱えていると考えられる。その不安をやわらげる取り組みの1つとして、多くの自治体では入所を控えている子どもに「子どもの権利ノート」の配布をしている。今回はその内容、必要性等について理解するとともに、実際に児童福祉施設での児童の処遇が、どのように行われているのか理解することを目標とする。

使用する教材

「保育・看護・福祉プリマーズ・③ 養護原理」吉澤英子・小舘静枝編 (ミネルヴァ書房)

「子どもの権利ノート かけがえのないあなたへ (中・高生用)」 佐賀県

本時の評価計画

関心・意欲・態度	思考・判断	資料活用の技能・表現	知識・理解
子どもの権利ノートの必要性和、施設に入所している児童に対する処遇の実践例について身近に考えることができる。	施設入所前の児童の不安について考えることができる。 どのような目的で、子どもの権利ノートが作成され、実践されているのか、考えることができる。	子どもの権利ノート、テキストなどを適切に使用することができる。	子どもの権利ノートについての知識を深めることができる。 児童福祉施設での入所児童に対する処遇の実践例と、その理由が理解できる。

本時の展開

	学習活動	指導内容	指導上の留意点
導入 (10分)	出席と前回の講義の振り返りを行う。	前回小テストを実施しており、その概要について説明する。	学生から出た質問や感想については積極的に取り上げ、回答を行う。
展開①	本日の講義の目的と展開について説明し、配布したプリントの設問についてグループで話し合いを行い、発表する。	配布したプリントの内容をもとにグループワークを行わせる。あまり細かい要求はせずグループの意見をまとめさせ、板書させる。グループの代表をあらかじめ決めておき発表させる。	できるだけ学生の意見が出るように働きかける。 学生数が多いため、私語しやすい時間帯になるので、随時注意をしてゆく。グループによって作業のスピードが異なるため制限時間を設ける。
展開②	テキスト (P71) を利用し、挙げられている権利ノートの項目と、グループで出た意見とを見比べる。 「子どもの権利ノート」を学生に配布、それをもとに、児童に施設での権利が伝えられていることを知るとともに、実際にそれがどのような形で実践されているのか、施設入所児童に対する処遇内容についても学ぶ。	多くの自治体で子どもの権利ノートが作成されていること、その内容は必ずしも統一されたものではないことなどを説明する。 施設に入所する児童に対して、権利ノートという形で自らの権利が知らされていることを説明するとともに、施設入所児童に対する処遇の内容についてもふれていく。	自分たちが話しあった内容と子どもの権利ノートの内容について見比べることにより、双方の項目が適正かを考えることができるように進めていく。 施設入所児童に対する処遇の内容については、学生が板書した内容となるべくリンクする形で進めていきたい。
展開③	次回講義への導入。 施設入所児童に対する人権侵害の事例と、その取り組みについて、次回の講義で学んでいくことを説明する。	本日学んだ内容については児童の人権を周囲の大人が守っていくことを前提に話をしているが、実際は児童施設は閉鎖性が高く、施設中での問題が外部に発覚しにくいという問題もある。そのため、今回は児童の人権侵害を防止する取り組みが、どのように行われているのかを学んでいくことを伝える。	テキストのページを指示し (P70～79) あらかじめ、予習してもらうように学生に伝える。
まとめ	質問などの受付		

(5) 学生への周知と協力依頼

研究授業を行なう3週間前から事前に学生への周知を行なった。研究授業を行なうことについて、学生の事前の了解を得るために、研究授業の実施についての事前情報 (日程、授業内容、他の先生方が教室に入り授業内容を見ること) を伝えた。当初は、研究授業に対し、否定的な面も見られたが、研究授業当日は互いに私語を注意しあうなど、積極的な授業参加が見られた。

また、当日は途中で、高等学校の学生の授業見学があったのだが、この件についても事前に学生に周知をしていたこともあり、教室内がざわつくことはなかった。

(6) 研究授業の実施と振り返り

導入時に、ワークシート（資料3）を使用し、施設を利用する子どもの気持ちについて考えさせ、10分程度のグループワークを行わせた。これによって、単に、子どもの権利ノートを読みながら、その説明を聞くということではなく、施設を利用する子ども達の不安と自分たちが想定した内容とをリンクさせることにより、学生の授業への関心を高める働きを期待した。

今回の研究授業を行なう際、事前にBグループを対象に同じ内容の授業を行なったのだが、時間設定に余裕がないことがわかった。そのため、Bグループの授業を行なった後、授業の内容などを検討したが、結局、演習の時間配分（20分程度演習を行った）がうまく行かず、最後はばたばたとした感じで授業が終了した。

しかしながら、演習を入れたことで、時間配分に余裕を無くしてしまった反面、学生が集中できたような感じがした。

また、全体のシラバスについても見直す必要が出てくるが、教材で使用した子どもの権利ノートは、教材としてかなりのボリュームがあるため、1コマで終わらせるのではなく、2コマを使って行ってもよかったと思われる。

今回の研究授業に参加していただいた先生方は3名で、それぞれの先生方に自由記述形式の感想をいただいた。自由記述式の感想では、

- ・グループワークに入るときの指示がたりなかったように思えた。
- ・学生は授業に集中しているようだった。
- ・板書の字が大きくて驚きました。確かに後ろの方ではあの大きさでなければ読めないと思った。
- ・最初ゆっくりしたペースで始まり、終わりを心配していました、ちょっと後半時間に迫られてばたばたと終わってしまった感じでした。

以上のような感想をいただくことができた。

4. 終わりに

養護原理が、児童の養護に携わる保育士養成科目に位置づけられたのは、1962年9月⁽⁶⁾のことである。養護原理は社会的養護を必要とする児童の状況、施設養護、里親養護等について学んでいくのだが、保育士を目指す学生にとって、施設養護という言葉自体が、保育所に比べてなじみが薄い領域であることは否めない。しかしながら「施設保育士」という言葉があることからわかるように、保育所とは異なる生活背景や、問題を持つ子どもたちに関わる保育士も求められている。

しかしながら、現時点では、施設での保育に関わるための保育者を養成するカリキュラムは不

（資料3）ワークシート

古川

養護原理 9 回目

今回のテーマ 子どもの権利擁護について①（子どもの権利ノートから考える。）

目標

施設に入所しなければならない子ども達は、自らの施設入所に対し様々な不安を抱えていると考えられます。その不安を和らげる取り組みの1つとして多くの自治体では施設入所を控えている子どもに「子どもの権利ノート」の配布をしています。今回はその内容や必要性、施設における子どもたちに対する処遇について理解するとともに、子どもの人権について自ら考え、擁護することができる視点を持つことを目標とします。

1. 施設を利用する子どもの気持ちについて考えてみる。

グループワーク

あなたは家庭の事情で児童養護施設に入所しなければならないことを、児童相談所のケースワーカーから伝えられました。そこであなたなら児童養護施設についてどのようなことを聞いてみたいと思いますか。

※最初に、誰にも相談せずに自分で記入してください。その後6人程度でグループを作りそれぞれの意見を出し合いまとめ、10個記入し、グループごとに板書してください

個人の意見	グループの意見

足している感が否めない。

そのため、限られた時間内で、有効な養成を行なうためには、教材研究を含めた教育内容の振り返りをしっかりと行なっていくことが重要であり、今回の研究授業でも得るものが多かったように思えた。

注

- (1) 佐賀県児童養護施設協議会『かけがえのないあなたへ』（佐賀県厚生部児童青少年課2004. 3），参照。
- (2) 2005年現在，長瀬正子氏の調査によれば38都道府県11都市で作成されている。
- (3) 前掲 1
- (4) 前掲 1 17頁
- (5) 佐賀女子短期大学で行なわれた「授業をより良くするためのアンケート」（実施期間平成17年7月10日～14日）の結果より。サンプル数はAグループ46名Bグループ51名
- (6) 厚生省告示第328号